

中央社会保険医療協議会・薬価専門部会意見陳述資料

薬価制度の抜本改革について（意見）

平成29年11月29日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

はじめに

- ・ 医薬品卸は、国民の健康の保持・増進が等しく図れるよう医薬品の安全かつ安定的な供給を維持・継続し、医療への支援に努めている。
また、災害時やパンデミック時などへの対応を含め、いかなる場合にも医療機関・保険薬局への安定した供給体制を確保している。
- ・ 近年、医薬品卸を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。今回の薬価制度の抜本改革は、医薬品流通にも極めて大きな影響を与えるものであり、医薬品卸がこれまで担ってきた安定供給に支障を生じかねないのではないかと憂慮している。



- ・ 医療用医薬品市場は、後発品の市場が拡大する中で特例ルールの導入等が行われたことに伴って、縮小している。
- ・ 今回、新薬創出加算品目の適用範囲が大幅に縮小され、長期収載品について新たに厳しいルールが導入されるなどの薬価制度の抜本改革が行われれば、医薬品供給に関わる関係者に多大かつ深刻な影響を与えることとなる。

薬価制度の抜本改革に当たっては、過度に財政を優先することなく、医療保険制度下において国民医療の向上のために一定の役割を果たしている関係者の意見についても十分に尊重して検討していただきたい。併せて、医薬品卸が医薬品の安定供給について今後とも適切な役割を果たせるよう、ガイドラインの策定などによる流通改善を強力に進めていただきたい。

I 「毎年薬価調査・毎年薬価改定」について

改革の方向性

<薬価調査の対象範囲>

- 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、2年に1度の薬価改定の間（薬価改定年度）において、全ての医薬品卸から、大手事業者を含め調査対象を抽出し、全品目の薬価調査を実施することとし、その結果に基づき、薬価を改定する。

<対象品目の範囲>

- 対象品目の範囲については、平成33年度（2021年度）に向けて※、安定的な医薬品流通が確保されるよう、国が主導し、単品単価契約、早期妥結、一次売差マイナスの是正等を積極的に推進し、流通改善に取り組むことにより、薬価調査が適切に実施される環境整備を図りつつ、国民負担の軽減の観点から、できる限り広くすることが適当である。
 - ・ 平成31年（2019年）は、消費税率の引上げが予定されており、全品目の薬価改定が行われるため、薬価改定年度の最初の年は平成33年度（2021年度）となる。
- 平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間継続して、全品目の薬価改定が行われることから、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、平成32年（2020年）中にこれらを総合的に勘案して、具体的な範囲を設定する。

<薬価調査の対象範囲>

（「Ⅱ 毎年薬価改定の調査手法」の意見・要望 1. を参照）

<対象品目の範囲>

1. 基本方針（※）では、「価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う」と明記されており、中間年の薬価改定の範囲は真に価格乖離の大きな品目にとどめていただきたい。

（※薬価制度の抜本改革に向けた基本方針（平成28年12月20日）
4大臣（経済財政政策担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣、官房長官）の合意により決定）

2. 中間年の調査は、価格乖離の大きな品目について改定するために必要な抽出調査とし、薬価の全面改定につながらないようにしていただきたい。
3. 「安定的な医薬品流通が確保されるよう、国が主導し、単品単価契約、早期妥結、一次売差マイナスの是正等を積極的に推進し、流通改善に取り組むことにより、薬価調査が適切に実施される環境整備」を図るに当たっては、流通実態を踏まえつつ、関係者（医薬品メーカー、卸売業者、医療機関、保険薬局）から意見を聴取しながら推進していただきたい。

Ⅱ 「毎年改定の調査手法」について

(2年に1回行われている薬価調査の間の年の調査手法)

改革の方向性

- 2年に1回行われている薬価調査の間の年の調査手法については、全ての卸業者を対象に調査客体を抽出した調査を実施する。
- 抽出割合については、ほぼ全ての品目が全数調査による乖離率と概ね一致するような割合を設定する。

意見・要望

1. 卸連加盟の卸売業者では取扱いのない品目もあることから、全品目が対象となるよう全卸売業者を対象とすることは適切である。
2. 卸売業者の抽出調査については、基本方針の「価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う」という趣旨を踏まえて、抽出割合をできる限り低くするなど、負担の少ない方法で実施していただきたい。

Ⅲ 「薬価調査結果の公表事項」について

改革の方向性

卸業者等の事業への影響を考慮した上で、現行の公表事項を拡大して薬価調査結果を公表する。

※追加公表事項：回収率や妥結率などの医薬品取引に関する事項、
医薬品の分類ごとの数量割合、金額割合、後発品数量割合 など

意見・要望

1. 医薬品卸各社は、薬価本調査において、統計的に処理した加重平均値の公表を前提に、会社にとって経営・営業上の秘密情報に属する価格情報を任意に提供している。
2. このため、価格交渉に影響を及ぼすデータの公表については、行わないようにしていただきたい。

IV 「医療用医薬品の流通改善への対応」について

改革の方向性

<ガイドラインに係る事項>

流通改善の取組を加速するため、まずは、医薬品メーカー、卸売業者、医療機関、保険薬局が取り組むべきガイドラインを作成し、遵守を求めていくこととし、当該ガイドラインの趣旨・内容を「未妥結減算制度」に取り入れるなど、診療報酬等における対応を検討する。

<保険制度以外の総合的な取組>

安定的な医薬品流通を確保するため、バーコード表示の推進、共同配送の促進、医薬品メーカー・卸売業者・医療機関等との間のモデル契約書の作成等、流通の効率化をさらに進めていく。

意見・要望

<ガイドラインに係る事項>

1. 今回、新薬創出加算品目の適用範囲が大幅に縮小され、長期収載品に新たに厳しいルールが導入されるなどの薬価制度の抜本改革が行われれば、関係者（医薬品メーカー、卸売業者、医療機関、保険薬局）の受ける影響は計り知れない。医薬品の安定供給が確保されるよう医療用医薬品の流通改善の推進に効果的なガイドラインを作成していただきたい。
2. 当該ガイドラインの作成に当たっては、医療の提供や医薬品の安定供給に支障を生ずることのないよう、関係者の意見を踏まえて策定していただきたい。
〔例えば、医療用医薬品の流通改善に関する懇談会（流改懇）の活用などが考えられる。〕
3. その上で、国が主導して、関係者が当該ガイドラインの遵守について、積極的かつ前向きに取り組めるよう効果的な施策を講じていただきたい。
4. 流改懇が取りまとめた新提言(平成27年9月)に盛り込まれている「将来にわたる流通機能の安定性の確保」、「流通経費等の負担の公平性の確保」については、流通改善を図る基本的な視点として、当該ガイドラインに盛り込んでいただきたい。

<保険制度以外の総合的な取組>

当連合会としても、流通の効率化に向けて引き続き努めてまいりたい。